

令和2年度の主な税制改正について

個人所得課税

1 未婚の一人親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除が見直されました。

- (1) 婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じとする子（総所得金額が48万円以下）を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」（控除額35万円）が適用されます。
- (2) 上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として、控除額27万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても、男性の寡夫と同様の所得制限（所得金額500万円以下）を設けることとされています。
- (3) 令和2年以後の所得税について適用されます。

【改正前】

配偶者の関係				死別		離婚	
本人の所得金額				～500万円	500万円～	～500万円	500万円～
寡婦 控除	扶養 親族	有	子	35	27	35	27
			子以外	27	27	27	27
		無	27	—	—	—	
寡夫 控除	扶養 親族	有	子	27	—	27	—
			子以外	—	—	—	—
		無	—	—	—	—	

【改正後】

配偶者の関係				死別		離婚		未婚の一人親 ～500万円
本人の所得金額				～500万円	500万円～	～500万円	500万円～	
寡婦 控除	扶養 親族	有	子	35	—	35	—	35
			子以外	27	—	27	—	—
		無	27	—	—	—	—	
寡夫 控除	扶養 親族	有	子	35	—	35	—	35
			—	—	—	—	—	—
		無	—	—	—	—	—	

2 NISA（少額投資非課税）制度の見直しと延長が行われました。

- (1) つみたてNISAは、5年間の期間延長により、令和24年までとなります。
(令和5年まで20年の積立期間を確保)
- (2) 一般NISAについては、原則として一階（安定的な資産形成：非課税期間5年[100万円]）で積立

投資を行っている場合には、二階（成長資金の供給拡大・長期保有の株主育成：非課税期間 5 年 [510 万円]）で別枠の非課税投資を可能とする二階建ての制度に見直した上で、5 年延長します。
 ※1 原則として、一階部分で公募等株式投資信託を 6 ヶ月受け入れた場合に限り、二階の上場株式に移ることができます。

※2 例外として、既に従前から NISA 口座を開設されている方、また株式投資経験者の方は、一階部分で投資信託をしなくても、二階の上場株式等にのみ投資することができます。

(3) ジュニア NISA については、延長せず令和 5 年末で終了します。

	【改正前】			【改正後】	
	一般 NISA	つみたて NISA	ジュニア NISA	新 NISA	つみたて NISA
対象者	居住者等 (20 歳以上)	居住者等 (20 歳以上)	居住者等 (20 歳未満)	居住者等 (20 歳以上)	居住者等 (20 歳以上)
投資限度額	年間 120 万円	年間 40 万円	年間 80 万円	上場株式等 年間 102 万円 公募等株式投資 信託 年間 20 万円	年間 40 万円
非課税期間	最長 5 年間	最長 20 年間	最長 5 年間	最長 5 年間	最長 20 年間
非課税対象	上場株式等・公募 等株式投資信託	公募等株式投資 信託	上場株式等・公募 等株式投資信託	上場株式等・公募 等株式投資信託	公募等株式投資 信託
投資可能期間	平成 26 年～ 令和 5 年	平成 30 年～ 令和 19 年	平成 28 年～ 令和 5 年	※令和 6 年～ 令和 10 年	平成 30 年～ 令和 24 年

※令和 5 年までは、従前のままです。

3 企業年金・個人年金制度等の見直しに伴い、税制上所要の措置が講じられました。

長期化する高齢期や、就労の拡大・多様化等を踏まえて、私的年金について以下のような改正が行われました。

(1) 確定拠出年金 (DC) の企業型や個人型 (iDeCo) 等の加入年齢の引き上げが行われました。

	1 階	2 階	3 階	加入年齢引き上げ	
自営業者 (1 号被保険者)	国民年金	国人年金基金	個人型確定拠出年金 (iDeCo)	⇒ 60 歳から 65 歳へ	
専業主婦 (夫) (3 号被保険者)		—		⇒ 60 歳のまま	
サラリーマン (会社に DC 無)		厚生年金		⇒ 60 歳から 65 歳へ	
サラリーマン (会社に DC 有)				企業型確定拠出年金 (DC)	⇒ 60 歳から 70 歳へ
サラリーマン (会社に DB 有)				確定給付企業年金 (DB)	⇒ 70 歳のまま

(2) 受給開始時期(私的年金を受け取る年齢)の選択肢が拡大されました。

- ・ 確定拠出年金 (DC) は改正前は、70 歳までに受け取ることになっているものを、70 歳を超えても受け取りが可能となりました。
- ・ 確定給付企業年金 (DB) は、60～65 歳で企業が受給年齢を設定していますが、これを 70 歳まで拡大しました。

(3) 中小企業向けに設立手続きを簡素化した「簡易型 DC」や企業年金の実施が困難な中小企業が iDeCo に加入する従業員の掛金に追加で事業主掛金を拠出できる「中小企業主掛け金納付制度 (iDeCo プラス)

について、制度の対象範囲を改正前の 100 人から 300 人以下へ拡大しました。

- (4) 企業型 DC 加入者が iDeCo に加入できるのは、現行労使合意に基づく規約の定めがある企業に限られていますが、これを改め、従業員本人が希望すれば、iDeCo に加入できるように改善されました。
- (5) 企業年金・個人年金制度間の資産の持ち運び（ポータビリティ）はこれまで順次可能とされてきましたが、その開通していない部分について、DC 終了時に iDeCo への持ち運びを可能にする等の改善が図られました。
- (6) その他、iDeCo の加入申込みや変更手続きをオンラインで可能にするなど、DC・DB における各種手続きの改善が図られました。

4 エンジェル税制

ベンチャー企業への投資を促進するために一定のベンチャー企業へ投資を行った個人投資家に対して税制上の優遇を行うエンジェル税制について、以下のような改正が行われました。

- (1) 都道府県に代わってエンジェル税制対象企業の証明を行える者に、認定クラウドファンディング業者が追加されました。
- (2) 投資額を総所得金額から控除する優遇措置の対象に、より資金需要が高いと思われる設立後 3 年以上 5 年未満で一定の試験研究を行っているベンチャー企業が追加されました。
- (3) 控除の対象となる投資の上限額は、以下のように改正されました。

【改正前】

総所得金額の 40%か、1,000 万円のいずれか低い方

【改正後】

総所得金額の 40%か、800 万円のいずれか低い方

- (4) 原則として、令和 2 年 4 月 1 日以後の払込みにより取得する株式について適用されます。

5 低未利用地の譲渡について、長期譲渡所得の特別控除が創設されました。

低未利用地の譲渡（親族間譲渡は除きます。）をした場合には、低未利用地の譲渡益から最大 100 万円を控除することができる制度が創設されました。

特別控除額		100 万円（最大）
適用要件	対象となる者	個人
	対象となる土地	都市計画区域内にある低未利用土地又はその上に存する権利であることについて市区町村長の確認がなされたもの
	対象となる譲渡の範囲	・ 譲渡年 1 月 1 日において所有期間が 5 年を超えるものの譲渡 ・ 売主の配偶者その他のその売主と一定の特別の関係がある者に対するものを除きます。 ・ 譲渡対価が 500 万円を超えるものを除きます（対象となる土地の上にある建物を含めた譲渡対価により判定します。）。

- ※1 適用を受けようとする低未利用土地等について、その前年又は前々年においてこの規定の適用を受けている場合には、その低未利用土地等については適用できません。
- ※2 土地基本法等の一部を改正する法律の施行日又は令和 2 年 7 月 1 日のいずれか遅い日から、令和 4 年 12 月 31 日までの間に譲渡したものについて適用されます。

6 国外居住親族に係る扶養控除が見直されました。

改正前は、扶養控除は16歳以上の親族で居住者、納税者と同一生計で合計所得金額が38万円以下の者が対象とされ、その合計所得金額には国外源泉所得は含まれていませんでした。そのため、海外で高額所得がある者も扶養の対象となっているという問題があったため、改正後は、原則として30歳以上70歳未満の方は、扶養控除の対象としないこととされました。

控 除 対 象 者	
【改正前】	・16歳以上の親族等 ・居住者と同一生計である者で、合計所得金額が38万円以下である者（令和2年分以降は48万円以下となります。）
【改正後】	・非居住者である親族に係る扶養控除の対象となる親族で、30歳以上70歳未満の者であり、次のいずれにも該当しないものを除外します。 (1) 留学により非居住者となった者 (2) 障害者 (3) その居住者からその年に受ける生活費又は教育費に充てるための支払いを38万以上受けている者

※1 上記の(1)又は(3)に該当する者であることを明らかにする書類を提出しなければなりません。

※2 令和5年1月1日以後に支払われる給与等及び公的年金等並びに令和5年分以後の所得税について適用されません。

7 雑所得を生ずべき業務に係る課税が見直されました。

(1) その年の前々年の雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が300万円以下である個人

⇒ その年分の当該業務に係る雑所得の総収入金額及び必要経費に算入すべき金額に、当該業務について、その年において収入した金額及び支出した費用の額とする事ができる特例（いわゆる「現金主義による所得計算の特例」）が適用できることとなりました。

(2) その年の前々年の雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が300万円を超える個人

⇒ 現金預金取引等関係書類を起算日から5年間、その者の住所地又は居所地に保存することとされました。

(3) その年の前々年の雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が1,000万円を超える個人

⇒ 確定申告書を提出する場合には、当該業務に係るその年中の総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類を確定申告書に添付する必要があります。

(4) 令和4年分以後の所得税について適用されます。

8 源泉徴収における推計課税が整備されました。

源泉徴収について、各人ごとの支払金額・支払いの日・支払金額の総額・支払人数等が不明の場合であっても、青色申告者を除き、推計等をして、源泉徴収義務者からその給与等の支払いに係る所得税を徴収できることとされました。

※ 令和3年1月1日以後に支払われる給与等、退職手当等及び報酬・料金等について適用されます。

9 課税の適正化を図るため国外中古建物の不動産所得に係る損益通算の特例が創設されました。

日本に比べ海外では土地よりも建物の価格の比重が高く、同じ金額を出して不動産（土地・建物）を購入した場合に、減価償却費として経費に計上できる金額が大きいこと、また簡便法により算出した短い耐用年数により償却することが可能であることから、国外不動産所得で大きな赤字を出し、他の所得

と損益通算することにより、所得税を減少させるという節税対策に利用されていました。

(1) 不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、耐用年数を簡便法及び使用可能期間を見積もる方法*により計算した国外にある中古の建物の「減価償却費に相当する部分の損失」については、令和3年以後、生じなかったものとみなして、損益通算等ができないこととなりました。

- ※ ① 法定耐用年数の全部を経過した資産について、その法定耐用年数の20%に相当する年数を耐用年数とする方法
- ② 法定耐用年数の一部を経過した資産について、その資産の法定耐用年数から経過年数を控除した年数に、経過年数の20%に相当する年数を加算した年数を耐用年数とする方法
- ③ その用に供した時以後の使用可能期間の年数を耐用年数とする方法（その耐用年数を国外中古建物の所在地国の法令における耐用年数としている旨を明らかにする書類その他その使用可能期間の年数が適切であることを証する一定の書類がある場合を除きます。）

《事例1》

国外不動産の収入金額	300万円
簡便法を使用した減価償却費	2,000万円
減価償却費以外の必要経費	300万円
不動産所得の金額	$300 - (2,000 + 300) = \Delta 2,000$ 万円 ⇒ 損益通算対象外

《事例2》

国外不動産Aの所得	500万円
国外不動産B(上記事例1)の所得	$\Delta 2,000$ 万円
国外不動産所得の金額	$500 - 2,000 = \Delta 1,500$ 万円 ⇒ 損益通算対象外
国内不動産所得の金額	1,200万円
不動産所得の金額	1,200万円

(2) 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例の適用を受け、「損失が生じなかった」とみなされ、損益通算できなかった損失の金額については、令和3年以後、当該国外中古不動産を譲渡した際の譲渡所得の計算上、取得費から控除する減価償却部分には含めないこととされました。

《事例》

木造賃貸住宅の購入金額1億円（土地：2,000万円、建物8,000万円）

築年数25年 法定耐用年数22年

簡便法 $22 \times 0.2 = 4.4 \Rightarrow 4$ 年

4年償却後の減価償却費の累計金額 $(8,000 \times 0.250) \times 4 = 8,000$ 万円

この賃貸住宅を1億円で売却した場合（譲渡費用なしの場合）

【改正前】

譲渡収入金額	10,000万円
取得費	$2,000 + (8,000 - 8,000) = 2,000$ 万円
譲渡所得金額	$10,000 - 2,000 = 8,000$ 万円

【改正後】

譲渡収入金額	10,000万円
取得費	$2,000 + (8,000 - 0) = 10,000$ 万円

（特例の適用を受けた減価償却費は、控除しないこととされました。）

譲渡所得金額	$10,000 - 10,000 = 0$ 万円
--------	--------------------------

平成30年度の改正で、令和2年分から適用となる改正事項

1 基礎控除額の改正

基礎控除の金額が、所得金額が2,400万円以下は一律10万円引き上げられ、2,400万円超は段階的に減額されることとなりました。

【改正前】	【改正後】	
要件なし、一律38万円	納税者本人の合計所得金額	控除額
	2,400万円以下	48万円
	2,400万円超 2,450万円以下	32万円
	2,450万円超 2,500万円以下	16万円
	2,500万円超	0円

2 給与所得控除額の見直し

給与所得控除額が、一律10万円引き下げられ、給与所得控除額の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円とされ、その上限額が195万円に引き下げられました。

【改正前】

給与等の収入金額の合計額(A)	給与所得控除額
1,650,000円	650,000円 (650,000円未満の場合は(A)の金額)
1,625,000円超 1,800,000円以下	(A)×40%
1,800,000円超 3,600,000円以下	(A)×30% + 180,000円
3,600,000円超 6,600,000円以下	(A)×20% + 540,000円
6,600,000円超 10,000,000円以下	(A)×10% + 1,200,000円
10,000,000円超	2,200,000円

【改正後】

給与等の収入金額の合計額(A)	給与所得控除額
1,625,000円	550,000円 (550,000円未満の場合は(A)の金額)
1,625,000円超 1,800,000円以下	(A)×40% - 100,000円
1,800,000円超 3,600,000円以下	(A)×30% + 80,000円
3,600,000円超 6,600,000円以下	(A)×20% + 440,000円
6,600,000円超 8,500,000円以下	(A)×10% + 1,100,000円
8,500,000円超	1,950,000円

※ 給与収入が850万円以下の場合は、給与所得控除が10万円引き下げられても、基礎控除の金額が10万円引き上げられるため、改正後においても税負担に変わりはありません。

3 公的年金等控除額の見直し

公的年金等控除額が一律10万円引き下げられ、公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額について195万5千円の上限が設けられました。

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が、1,000万円を超え2,000万円以下である場合の控除額が、上記の見直し後の控除額から更に10万円引き下げられ、また、2,000万円を超える

場合の控除額が、上記の見直し後の控除額から更に 20 万円引き下げられました。

【改正前】

	公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等控除額
年 齢 65 歳 未 満	1,300,000 円以下	700,000 円
	1,300,000 円超 4,100,000 円以下	(A) × 25% + 375,000 円
	4,100,000 円超 7,700,000 円以下	(A) × 15% + 785,000 円
	7,700,000 円超	(A) × 5% + 1,555,000 円
年 齢 65 歳 以 上	3,300,000 円以下	1,200,000 円
	3,300,000 円超 4,100,000 円以下	(A) × 25% + 375,000 円
	4,100,000 円超 7,700,000 円以下	(A) × 15% + 785,000 円
	7,700,000 円超	(A) × 5% + 1,555,000 円

【改正後】

①公的年金等以外の所得に係る合計所得金額が 1,000 万円以下の場合

	公的年金等の収入金額の合計額(A)	公的年金等控除額
年 齢 65 歳 未 満	1,300,000 円以下	600,000 円
	1,300,000 円超 4,100,000 円以下	(A) × 25% + 275,000 円
	4,100,000 円超 7,700,000 円以下	(A) × 15% + 685,000 円
	7,700,000 円超 10,000,000 円以下	(A) × 5% + 1,455,000 円
	10,000,000 円超	1,955,000 円
年 齢 65 歳 以 上	3,300,000 円以下	1,100,000 円
	3,300,000 円超 4,100,000 円以下	(A) × 25% + 275,000 円
	4,100,000 円超 7,700,000 円以下	(A) × 15% + 685,000 円
	7,700,000 円超 10,000,000 円以下	(A) × 5% + 1,455,000 円
	10,000,000 円超	1,955,000 円

※ 公的年金等の収入金額が 1,000 万円以下の場合、公的年金等控除額は 10 万円引き下げられても、基礎控除の金額が 10 万円引き上げられるため、改正後においても税負担に変わりはありません。

②公的年金等以外の所得に係る合計所得金額が 1,000 万円超 2,000 万円以下の場合

	公的年金等の収入金額の合計額(A)	公的年金等控除額
年 齢 65 歳 未 満	1,300,000 円以下	500,000 円
	1,300,000 円超 4,100,000 円以下	(A) × 25% + 175,000 円
	4,100,000 円超 7,700,000 円以下	(A) × 15% + 585,000 円
	7,700,000 円超 10,000,000 円以下	(A) × 5% + 1,355,000 円
	10,000,000 円超	1,855,000 円
年 齢 65 歳 以 上	3,300,000 円以下	1,000,000 円
	3,300,000 円超 4,100,000 円以下	(A) × 25% + 175,000 円
	4,100,000 円超 7,700,000 円以下	(A) × 15% + 585,000 円
	7,700,000 円超 10,000,000 円以下	(A) × 5% + 1,355,000 円
	10,000,000 円超	1,855,000 円

③公的年金等以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円超の場合

	公的年金等の収入金額の合計額(A)	公的年金等控除額
年 齢 65 歳 未 満	1,300,000 円以下	400,000 円
	1,300,000 円超 4,100,000 円以下	(A) × 25% + 75,000 円
	4,100,000 円超 7,700,000 円以下	(A) × 15% + 485,000 円
	7,700,000 円超 10,000,000 円以下	(A) × 5% + 1,255,000 円
	10,000,000 円超	1,755,000 円
年 齢 65 歳 以 上	3,300,000 円以下	900,000 円
	3,300,000 円超 4,100,000 円以下	(A) × 25% + 75,000 円
	4,100,000 円超 7,700,000 円以下	(A) × 15% + 485,000 円
	7,700,000 円超 10,000,000 円以下	(A) × 5% + 1,255,000 円
	10,000,000 円超	1,755,000 円

4 所得金額調整控除の創設

子育て世帯や介護世帯の負担調整のため、以下に該当する場合には、給与等の収入金額から給与所得控除額を控除し、更に、以下の『所得金額調整控除額』を控除して「給与所得の金額」を算出することとされました。

- (1) 給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、納税者本人が特別障害者に該当する場合、又は、年齢が23歳未満の扶養親族若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する場合

⇒ 給与等の収入金額（1,000万円を超える場合は、1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額（15万円が限度）

- (2) 給与所得と公的年金等の所得金額の合計額がある居住者で、その合計額が10万円を超える場合

⇒ その合計額から10万円を控除した残額

- (3) 公的年金等の申告不要制度における公的年金等に係る雑所得以外の所得金額を計算する場合

⇒ 上記②の所得金額調整控除

5 給与所得の特定支出控除の見直し

特定支出の範囲で以下の点が見直されました。

- ① 職務の遂行に直接必要な旅費等で通常必要と認められるものを追加
- ② 単身赴任者の帰宅旅費で、1月に4回往復を超えた旅行に係る帰宅旅費を対象外とする制限の撤廃、及び帰宅のために通常要する自動車の燃料費及び有料道路の料金の額を追加

6 青色申告特別控除の変更

青色申告特別控除額が現行の65万円から55万円に引き下げられました。

原 則	特 例
55 万円	正規の簿記適用者で、以下に該当する者は65万円とします。 ① 電子帳簿保存法適用者 ② 申告期限までに電子申告（e-Tax）をする者

※ 10万円の特別控除については、改正はありません。

7 各種合計所得金額要件の変更

基礎控除の10万円の引き上げや給与所得控除額の10万円の引き下げに伴い、各種控除の合計所得金額の要件が、以下の表のように10万円ずつ引き上げられました。

①	同一生計配偶者及び扶養親族	38万円 ⇒ 48万円
②	源泉控除対象配偶者	85万円 ⇒ 95万円
③	配偶者特別控除の配偶者の所得金額	38万円超123万円以下 ⇒ 48万円超133万円以下
④	勤労学生	65万円以下 ⇒ 75万円以下

※ 配偶者等の所得が給与所得の場合には改正前と実質的に変わりませんが、給与所得以外の所得の場合などは、納税者有利となります。

8 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の改正

必要経費に算入する金額の最低保証額が、現行の65万円から55万円に引き下げられました。

平成31年度の改正で、令和2年分から適用となる改正事項

1 源泉徴収及び確定申告における配偶者に係る控除の適用が見直されました。

(1) 給与等又は公的年金等の源泉徴収における源泉控除対象配偶者（所得金額85万円以下）に係る控除は、夫婦のいずれか一方しか適用できないこととなりました。

【改正前：源泉徴収段階】

- ・年金所得者である夫が「扶養親族等申告書」を提出し、配偶者に係る控除の適用を受け、給与所得者である妻が「扶養控除等申告書」を提出し、配偶者に係る控除の適用を受けることが可能でした。

【改正後：源泉徴収段階】

- ・夫又は妻のいずれか一方しか控除の適用は受けられなくなりました。

(2) 居住者の配偶者が、公的年金等の源泉徴収において源泉控除対象者に係る控除を受け、かつ、公的年金等に係る申告不要制度の適用を受ける場合には、その居住者は、確定申告において配偶者特別控除の適用ができないこととなりました。

【改正前：年末調整・確定申告段階】

- ・年金所得者である妻が「扶養親族等申告書」を提出し、配偶者に係る控除の適用を受け、「公的年金の申告不要制度」により確定申告書を提出しない場合で、給与所得者である夫が確定申告で配偶者特別控除の適用を受けることは可能でした。

【改正後：年末調整・確定申告段階】

- ・妻が「扶養親族等申告書」を提出し、配偶者に係る控除の適用を受け、「公的年金の申告不要制度」の適用を受ける場合には、夫は配偶者特別控除の適用は受からないこととなりました。

2 民法（相続関係）改正に伴い、新たに創設された配偶者居住権や特別寄与料に対する課税など相続税等について所要の改正が行われました。

(1) 配偶者居住権（配偶者が居住していた被相続人所有の建物について、遺産分割等により、終身又は一定期間、配偶者がその建物に居住できる権利）等の評価方法が定められました。

(2) 特別寄与料（被相続人の療養看護等を行った相続人等以外の親族が、相続人に対して支払い請求できる金銭）を、遺贈により取得したものとみなし、相続税の課税対象とされました。
また、特別寄与料を支払う相続人の課税価格からその額が控除されることとなりました。

《配偶者居住権の評価額》

(1) 配偶者居住権

$$\text{配偶者居住権} = A - A \times \{ (B - C - D) / (B - C) \} \times E$$

(注) { } の中は、分母、分子が零以下の場合は零とします。

(2) 配偶者居住権が設定された建物（(3)、(4)においては、「居住用建物」とする。）の所有権

$$\text{配偶者居住権が設定された建物の所有権} = A - \text{配偶者居住権の価額}$$

(3) 配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利

$$\text{配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利} = F - F \times E$$

(4) 居住建物の敷地の所有権等

$$\text{居住建物の敷地の所有権等} = A - F$$

A	: 建物の時価
B	: 耐用年数
C	: 経過年数
D	: 存続年数
E	: 存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率
F	: 土地等の時価
G	: 敷地の利用に関する権利の価額

※1 上記のA及びEは、それぞれ配偶者居住権が設定されていない場合の建物の時価又は土地等の時価とします。

※2 上記のBとは、居住建物の所得税法に基づいて定められている耐用年数（住宅用）に1.5を乗じて計算した年数をいいます。

※3 上記のDとは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める年数をいいます。

(イ) 配偶者居住権の存続期間が配偶者の終身の間である場合

⇒ 配偶者の平均余命年数

(ロ) (イ)以外の場合

⇒ 遺産分割協議等により定められた配偶者居住権の存続期間の年数（配偶者の平均余命年数が上限）

《配偶者居住権の評価額の事例》

配偶者：70歳女性（存続年数20年）

土地の時価：4,000万円

建物の時価：1,000万円（法定耐用年数22年）、築30年

(1) 配偶者居住権

$$\begin{aligned} \text{配偶者居住権} &= 1,000 - 1,000 \times (22 \times 1.5 - 30 - 20) / (22 \times 1.5 - 30) \times 0.554 \\ &= 1,000 \text{万円} \end{aligned}$$

(2) 配偶者居住権が設定された建物（(3)、(4)においては、「居住用建物」とする。）の所有権

$$\begin{aligned} \text{配偶者居住権が設定された建物の所有権} &= 1,000 \text{万円} - 1,000 \text{万円} \\ &= 0 \text{円} \end{aligned}$$

(3) 配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利

$$\begin{aligned} \text{配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利} \\ &= 4,000 \text{万円} - 4,000 \text{万円} \times 0.554 \\ &= 1,784 \text{万円} \end{aligned}$$

(4) 居住建物の敷地の所有権等

$$\begin{aligned} \text{居住建物の敷地の所有権等} &= 4,000 \text{万円} - 1,784 \text{万円} \\ &= 2,216 \text{万円} \end{aligned}$$

民法（債権法）改正 2020年4月1日～（3%）	5年	0.863
	10年	0.744
	15年	0.642
	20年	0.554



	年齢	男	女
平均余命「簡易生命表」 2018年7月20日厚労省公表	25	57	63
	50	33	38
	70	16	20
	80	9	12

参考

平成30年民法改正

☆ 配偶者居住権等の創設（令和2年4月1日から適用）

【改正前】

- ・家屋の所有権 
- ・敷地の所有権 

【改正後】

- ① 配偶者居住権
- ② 配偶者居住権が設定された建物の所有権
- ③ 配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利
- ④ 配偶者居住権が設定された建物の敷地の所有権

資産課税

1 所有者不明土地等に係る固定資産税の課税が整備されました。

固定資産税の納税義務者は、原則として登記簿上の所有者ですが、その者が死亡している場合には、現に所有している者（通常は相続人）となります。

しかし、課税庁が現に所有している者を自ら調査する場合には、多大な労力と時間が必要であり、又調査を尽くしても所有者を特定することができないこともあることから、固定資産税を賦課できない場合もあり、一定の整備が行われることとなりました。

- (1) 市町村長は条例により、登記簿等に所有者として登記等がされている個人（納税義務者）が死亡している場合、その土地又は家屋を現に所有している者（以下「現所有者」といいます。）に、その者の氏名、住所、その他必要事項を申告させる事ができることとされました。
- (2) 市町村は、一定の調査を尽くしても、なお固定資産税の所有者が1人も明らかにならない場合には、その使用者を所有者とみなして固定資産台帳に登録し、その者に固定資産税を課税する事ができることとなりました。
 - ※ 使用者を所有者とみなして固定資産税台帳に登録する場合には、市町村はその旨をその使用者に通知することとなります。
- (3) (1)については、令和2年4月1日以後の条例施行日以後に現所有者であることを知った者について適用され、(2)については、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用されます。

2 農地等の納税猶予制度の適用範囲が拡大されました。

地区計画制度が創設されたことに伴い、農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、特例適用農地等の範囲に、平成3年1月1日において三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在する農地で、地区計画農地保全条例により制限を受ける一定の地区計画の区域内に所在するものが加わりました。

3 相続税の物納税度の適用範囲が拡充されました。

相続税は、納期限までに金銭で一時に納付することが原則とされていますが、延納によっても金銭納付が困難な場合で一定の要件を満たすときは、その納付が困難な金額を限度として、物納が認められています。

この物納について、現行では、制作者が生存中の美術品は物納に充てられる美術品から除かれていましたが、改正後は、物納に充てられる登録美術品の中に制作者が生存中の作品が含まれることとなりました。

4 居住用財産の譲渡所得の特例を適用した場合における住宅ローン控除の適用が見直されました。

住宅の取得等をした家屋（「新規住宅」といいます。）の居住年から3年目に、新規住宅及びその敷地等以外の資産（「従前住宅」といいます。）を譲渡した場合には、改正前は新規住宅の住宅借入金等特別控除及び従前住宅の譲渡所得の特別控除[※]は両方適用することが可能でしたが、改正後はどちらかの選択適用とされました。

- ※ ① 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例

- ② 居住用財産の譲渡所得の 3,000 万円特別控除
 - ③ 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例
 - ④ 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例
- (1) 居住用財産に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例、又は居住用財産の買換えに係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例を受けるときは、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
- (2) 令和 2 年 4 月 1 日以後に従前住宅を譲渡する場合について適用されます。

5 配偶者居住権等の創設に伴い所要の整備が行われました。

- (1) 配偶者に対して価を支払い、配偶者居住権又は配偶者敷地利用権を消滅させた場合、その消滅の対価として支払いを受ける金額については、譲渡所得が生ずること及びその譲渡所得の金額の計算方法が明示されました。

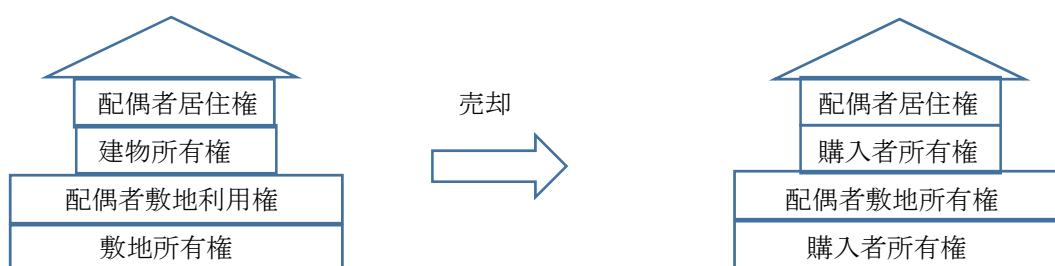


譲渡所得の金額の計算する取得費	配偶者居住権の目的となっている建物又はその建物の敷地の用に供される土地等(以下「居住建物等」といいます。)について、その被相続人に係る居住建物等の取得費に配偶者居住権等割合*を乗じて計算した金額から、その配偶者居住権の設定から消滅等までの期間に係る減価の額を控除した金額
-----------------	---

- ※ 配偶者居住権等割合とは、その配偶者居住権の設定の時ににおける配偶者居住権又は配偶者敷地利用権の価額に相当する金額の居住建物等の価額に相当する金額に対する割合をいいます。

《事例》	
消滅の対価として受領した金額	1,200 万円
居住建物等の取得費	建物 2,500 万円
	土地 2,500 万円
建物の減価償却費	2,000 万円
	(配偶者居住権を設定するまでの償却額)
配偶者居住権等割合	1/2 の場合
建物の減価償却費	500 万円
	(配偶者居住権を設定した日から消滅の日までの期間にかかる償却額)
譲渡所得の収入金額	1,200 万円
譲渡所得の取得費	{(2,500 - 2,000) + 2,500} × 1/2 - 500 = 1,000 万円
譲渡所得の金額	1,200 - 1,000 = 200 万円

(2) 相続により居住建物等を取得した相続人が、配偶者居住権及び配偶者敷地利用権が消滅する前に居住建物等を譲渡した場合の譲渡所得の金額の計算方法が明示されました。



譲渡所得の金額の計算する取得費	その居住建物等の取得費から配偶者居住権又は配偶者敷地利用権の取得費を控除した金額
-----------------	--

※ 上記の居住建物等のうち建物の取得費については、その取得の日から譲渡の日までの期間に係る減価の額を控除することとし、上記の配偶者居住権又は配偶者敷地利用権の取得費については、その配偶者居住権の設定の日から譲渡の日までの期間に係る減価の額を控除します。

法人課税

1 オープンイノベーション促進に係る税制（ベンチャー投資税制、出資に対する減税措置）が創設されました。

- (1) 企業の事業革新につながるオープンイノベーションを促進するため、事業会社が、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に、一定のベンチャー企業の株式を出資の払い込みにより取得した場合には、その株式の取得価額の25%相当額の所得控除を認める事とされました（ただし、特別勘定として経理した金額を限度とします。）。
- (2) 上記の適用を受けた事業会社が、当該株式を譲渡した場合や配当の支払いを受けた場合等には、特別勘定のうち対応する部分を取り崩し、益金に算入します（ただし、特定期間（5年間）保有した株式については、この限りではありません。）。
- (3) 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に、特定株式を取得した場合に適用されます。

※ オープンイノベーションとは、自社のみならず他社や大学、それから自治体など、異業種、異分野がもっている技術、アイデア・ノウハウだったりというものを組み合わせ、革新的なビジネスモデルや製品開発などをつなげていくようなものをいいます。

2 交際費等の損金不算入制度が延長されました。

交際費の損金不算入制度について、中小法人は改正がなく2年延長とされましたが、大法人の場合は、資本金が100億円を超える法人は、交際費は一切、損金には算入できないこととされました。

	大企業	中小法人
【改正前】	接待飲食費の額の50%に相当する金額が損金に算入されます。	損金算入額は、下記のいずれかの金額となります。 (1) 交際費等の額のうち、飲食その他これに類する行為のために要する費用の50%に相当する金額 (2) 交際費等の額のうち、800万円に該当事業年度の月数を乗じ、これを12で除した金額
【改正後】	接待飲食費の額の50%に相当する金額が損金に算入されます。(ただし、資本金の額等が100億円を超える法人は、除外されます。)	改正前の取扱いが2年延長されます。

3 大企業の研究開発税制他、一定の税額控除の要件が見直されました。

(1) 大企業が研究開発税制その他生産性の向上に関連する税額控除を受けるための要件が厳格化されました。

【改正前】

国内設備投資額が当期償却費総額の10%を超えること

【改正後】

国内設備投資額が当期償却費総額の30%を超えること

(2) 当該措置の対象に「特定高度情報通信用認定等設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度」(5G) が加えられました。

3 大企業の給与等引上げ等の税額控除要件が見直されました。

青色申告法人が給与等の引上げ、設備投資を行った場合の税額控除について、設備投資額の要件が厳格化されました。

	適用要件
【改正前】	次の①から③までの要件を満たしていることが必要 ① 雇用者給与等支給額 > 比較雇用者給与等支給額 ② 以下の金額が3%以上 $\frac{(\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額})}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}}$ ③ 国内設備投資額が、当期償却費総額の90%以上
【改正後】	次の①から③までの要件を満たしていることが必要 ① 雇用者給与等支給額 > 比較雇用者給与等支給額 ② 以下の金額が3%以上 $\frac{(\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額})}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}}$ ③ 国内設備投資額が、当期償却費総額の95%以上

4 地方拠点強化税制が見直されました。

(1) 特定建物等を取得した場合の特別償却又は中小企業者等の税額控除制度の適用期限が2年延長されます。

(2) 中小企業者等の地方活力向上地域等において、雇用者の数が増加した場合の税額控除制度が次の措置を講じた上で、適用期限が2年延長されます。

[税額控除限度額]

イ 「給与等支給額が比較給与等支給額以上であること」との要件が廃止されました。

ロ 地方事業所基準雇用者数に係る措置についての税額控除限度額は、対象雇用者数から有期雇用又はパートタイムである新規雇用者数を除外した上、雇用者の増加割合にかかわらず、次の金額の合計額とされました。

(イ) 30万円（移転型事業にあつては、50万円）に、地方事業所基準雇用者数のうち無期雇用かつフルタイムの要件を満たす新規雇用者数に達するまでの数を乗じて計算した金額

(ロ) 20万円（移転型事業にあつては、40万円）に、地方事業所規準雇用者数から新規雇用者総数（地方事業所基準雇用者数を超える部分を除きます。）を控除した数を乗じて計算した金額

[地方事業所特別税額控除限度額]

下記の表の金額に、地方事業所特別基準雇用者数（特定業務施設に係る地方事業所特別基準雇用者数）を乗じた金額

	特定業務施設が準地方活力向上地域内にある場合	左記以外
【改正前】	20万円	30万円
【改正後】	30万円	40万円

(3) 既存施設におけるオフィス環境の整備（事務機器の増設等）を特定業務施設整備とみなすこととされました。

5 連結納税制度の見直しが行われました。

連結納税制度では、連結グループを1つの納税単位として申告するため、法人間の連絡・調整や、グループ調整計算、修正・更正が生じた場合の再計算等により、企業や課税庁の事務負担が過重となっていること、また、時価評価課税及び欠損金の利用制限等における組織再編成税制との整合性を確保し、課税の中立性を確保する必要があることから、一定の見直しが行われ、その名称が「連結納税制度」から「グループ通算制度」に変わりました。

※ グループ通算制度は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

1 子会社配当と子会社株式譲渡を組み合わせた租税回避に対応するよう改正が行われました。

海外子会社の配当と株式譲渡を組み合わせた租税回避防止策として、法人が一定の支配関係にある子会社から、一定の配当額を受け取る場合、株式の帳簿価額から、その配当額のうち益金不算入相当額等を減額することとされました。

【改正前】

日本法人が、①特定関係子法人の株式を取得した後、②特定関係子法人から配当を非課税（持株比率に応じ一定割合が益金不算入）で受け取ると共に、③配当により時価が下落した特定関係子法人の株式を譲渡し、譲渡損失を創出することで租税回避が可能でした。

【改正後】

日本法人が、50%超の株式等を保有する子会社から、株式等の帳簿価額の10%相当額を超える配当を受けた場合は、その配当等の金額のうち益金不算入相当額を、その株式等の帳簿価額から引き下げられることになります。

2 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度等の見直しが行われました。

(1) 本制度の対象となる者の見直し

特定法人の範囲から、次に掲げる法人が除外されました

- イ 設立後2年を経過していない法人
- ロ 租税条約等の相手国等のうち、一定の国又は地域の法令に準拠して設立された一定の外国報告金融機関

(2) 本制度の対象となる特定手続等の見直し

- イ 民法組合等の居住地国は、実質的な管理を行う場所の所在する国又は地域とされました。
- ロ 準拠法により遺産が事業体とされる場合には、被相続人の居住地国が特定されました。
- ハ 報告金融機関等と複数の者との間で締結されている既存特定取引に係る契約がある場合等には、特定取引契約資産額の合算の対象とされました。
- ニ 報告金融機関等による特定対象者の一定の情報を取得するための措置について、報告対象国を特定対象者の居住地国として特定した場合に限定されました。
- ホ 特定対象者の居住地国等の再特定手続きについて、報告金融機関等は、新規届出書等に関する状況の変化があった場合には、当該状況の変化があった日から3ヶ月を経過する日等の一定の日までに、当該新規届出書等を提出した者等に対し、異動届出書の提出要求等をし、その提出がなかったときは、当該状況の変化に基づき、その者の居住地国の特定等をしなければならないとする等の所要の措置が講じられました。

(3) 特定取引から除外される取引の範囲から、特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の適用を受けて取得される株式に係る取引が除外された上、当該取引に係る特定手続について所要の措置が講じられました。

(4) 報告対象となる者の範囲に、外国政府等が資本金等の全部を出資している法人で、一定の要件を満たすものが加えられました。

(5) 特定取引を行う者又はその関係者等による当該特定取引に係る契約に関する行為等の主たる目的の一つが、報告事項の提供を回避することである場合には、その行為等はなかったものとして本制

度を適用することとされました。

(6) 上記の (1)、(2) のホ、(4) を除きます。) 改正は、令和 2 年 4 月 1 日から、(1)、(2) のホ、(4) は令和 4 年 1 月 1 日からそれぞれ適用されます。

消費課税

1 法人に係る消費税の申告期限の特例が創設されました。

消費税については、これまで期限の延長はなく、期末、課税事業年度終了後 2 ヶ月以内に必ず申告をするということとされてきました。

しかし、働き方改革や大企業などの経理負担緩和を背景に、消費税の確定申告書の提出期限を 1 ヶ月延長することができることとされました。

- ※1 法人税の期限延長を受けていることが前提であり、消費税だけ延長することはできません。
- ※2 「消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書」を対象事業年度末までに提出することが必要となります。
- ※3 納付期限は延長されないため、延長された期間の消費税に対して利子税が発生します。
- ※4 令和 3 年 3 月 31 日以後終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用されます。

2 建物取得等に係る消費税の仕入税額控除制度の適正化が行われました。

居住用賃貸建物（賃貸住宅）の取得に係る仕入税額控除制度が見直され、仕入税額控除の適用が認められないこととされました。

【改正前】	居住用・事業用にかかわらず建物に係る消費税全額が仕入税額控除の対象 ⇒ 建物に係る消費税が課税売上割合に応じて還付可能。
【改正後】	居住用賃貸建物の課税仕入については、仕入税額控除の対象外 ⇒ 建物に係る消費税の還付が受けられない。

- ※1 令和 2 年 10 月 1 日以後に行う居住用賃貸建物の仕入について適用されます。
- ※2 経過措置があり、令和 2 年 3 月 31 日までに締結した契約に基づき、令和 2 年 10 月以後に居住用賃貸建物の仕入れを行った場合は、従来通りの取扱いとなります。
- ※3 仕入税額控除制度の適用を認めないこととされた居住用賃貸建物について、仮に 3 年以内に住宅の貸付け以外、つまり事業用の貸付けに供した、若しくはこれを売却した場合には、一定の計算を行った上、仕入税額控除に加算して調整することになります。

納税環境整備

1 国外財産調書制度が見直されました。

(1) 納税者による適切な情報開示を促す観点から国外財産調書等についての記載の柔軟化と加重措置等

の見直しが行われました。

	相続国外財産に係る相続直後の国外財産調書等の記載の柔軟化 (A)	国外財産調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の見直し(B)	過少申告加算税等の特例の適用の判定の基礎の見直し(C)
【改正前】	その年12月31日において ・遺産分割が成立していない場合⇒法定相続分で按分した価額を記載 ・遺産分割が成立している場合⇒それぞれの持分に応じた価額を記載	・提出期限内に提出がない場合等にその国外財産に関する所得税等の申告漏れが生じたとき(死亡した者に係るものを除きます。)	(現行法に規定無し)
【改正後】	・相続開始年分の相続国外財産については記載せずに提出可能 ・国外財産調書の提出義務は、国外財産の価額の合計額からその相続国外財産の価額の合計額を除外して判定 (財産債務調書における相続財産についても同様)	・相続国外財産に対する相続税に関し修正申告等があった場合 ⇒過少申告加算税等が5%加重 (その年の12月31日において相続国外財産を有する者に、責めに帰すべき事由がないと認められる場合は除きます。)	・相続国外財産に対する相続税に関し修正申告等があった場合の判定の基礎は以下のとおり。 (1) 国外財産調書の提出がある場合の過少申告加算税等の軽減措置 ①から③に掲げる国外財産調書のいずれか ①被相続人の相続開始年の前年分の国外財産調書 ②相続人の相続開始年の年分の国外財産調書 ③相続人の相続開始年の翌年分の国外財産調書 (2) 過少申告加算税等の加重措置 上記①から③に掲げる国外財産調書のすべて

※1 (A)については、令和2年以後の国外財産調書又は財産債務調書について適用となります。

※2 (B)、(C)については、令和2年分以後の所得税又は令和2年4月1日以後に相続若しくは遺贈によって取得する財産に係る相続税について適用となります。

(2) 国外財産調書に記載すべき国外財産に関する書類の提示又は提出がない場合の加算税の軽減措置及び加重措置の特例の創設

	【改正前】	【改正後】
通常	10%	10%
調書に記載あり	5% (5%軽減)	5%
関連資料の不提示・不提出	5%	10% (軽減不適用)
調書の記載不備・不提出	15% (5%加算)	15%
関連資料の不提示・不提出	15%	20% (10%加算)

※ 令和2年分以後の所得税又は令和2年4月1日以後に相続若しくは遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

2 電子帳簿等保存制度が見直されました。

- (1) 電子帳簿保存制度が緩和され、電子取引を行った場合に、以下の電磁的記録の保存方法が追加されました。
- ・ 発行者のタイムスタンプが付された電磁的記録を受領した場合において、その電磁的記録を保存する方法
 - ・ 電磁的記録について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができるシステム（訂正又は削除を行うことができないシステムを含む。）において、その電磁的記録の授受及び保存を行う方法
- (2) 電子マネーやクレジットカード決済の利用履歴は紙での保存が原則でしたが、データの変更ができない仕様のクラウドサービス等で保存すれば、電子データのための保存が認められることとされました。
- (3) 電子取引のデータが適正に保存されていれば、請求書や領収書等の受領やスキャン作業が不要となり、大量の紙を保管するスペースや経理の事務作業を減らすことが期待されます。
- (4) 令和2年10月1日から適用されます。

3 利子税・還付加算金等の割合が引き下げられました。

利子税及び還付加算金等について、市中金利の実勢を踏まえ、その割合が引き下げられました。

	本則	【改正前】	【改正後】
利子税	7.3%	貸出約定平均金利+1%	貸出約定平均金利+0.5%
還付加算金	7.3%	貸出約定平均金利+1%	貸出約定平均金利+0.5%
延滞税	14.6%	貸出約定平均金利+1%+7.3%	貸出約定平均金利+1%+7.3%
2ヶ月以内等	7.3%	貸出約定平均金利+1%+1%	貸出約定平均金利+1%+1%
納税の猶予等	7.3%	貸出約定平均金利+1%	貸出約定平均金利+0.5%

※ 令和3年1月1日以後の期間に対応する利子税・還付加算金等について適用されます。

4 振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出について、e-Taxにより申請等を行う事が可能となりました。

今まで、e-Taxで送信する際の申請をする場合の届出方法が書面だったものが、e-Taxによっても届出が可能となりました。

※1 メッセージボックスに利用可能となった旨が格納されます。

※2 令和3年1月1日以後に行う申請等について適用されます。

5 準確定申告をe-Taxで行う場合の手続きが簡素化されました。

今まで、準確定申告をe-Taxで送信する場合、相続人全員の電子署名が必要でしたが、一定の確認書を添付することで、送信者以外の相続人の電子署名と電子証明書の送信が不要となりました。

※1 送信する相続人の電子署名は、改正後も必要です。

※2 令和2年分以後の所得税の準確定申告書を令和2年1月1日以後に提出する場合について適用されます。

6 納税地の異動があった場合の振替納税手続きが簡素化されました。

転居等により申告書の提出先が変わった場合の振替納税の手続き（変更届出）が簡素化されました。

提出書類	預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書	所得税消費税納税地の異動に関する届出書（参考）
提出先	異動後の税務署	異動前の税務署
【改正前】	必要	必要
【改正後】	不要	必要

※1 異動届出書等に、その異動後も従前の金融機関の口座から振替納税を行う旨の記載が必要となります。

※2 令和3年1月1日以後に提出する納税地の異動届出書等について適用されます。

7 国外取引等の課税に係る更正決定等の期間制限の見直しが行われました。

国外取引等に関して、納税者が指定された期限までに必要な書類を提示又は提出しないで、外国税務当局に対して情報提供要請が行われた場合、現行の期間制限にかかわらず、情報提供要請から3年間は更正決定が可能となりました。

【改正前】	一般的な場合：5年 偽りその他不正の場合：7年
【改正後】	上記の他、下記の①、②の事由に基づいて行われる更正決定等については、租税条約等の相手国等に対して情報提供要請に係る書面が発せられた日から3年間 ①国税庁等の職員が指定する日までに、納税者が国外取引又は国外財産に関する書類を提示又は提出しなかったこと ②国税庁長官等が租税条約等の規定に基づき、租税条約等の相手国等に上記①の国外取引又は国外財産に関する情報提供要請をした場合において、課税標準等又は税額等に関し、その提供された情報に照らし非違があると認められること

※ 令和2年4月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

8 課税期限到来間際にされた申告に係る加算税の賦課決定期限が整備されました。

改正前は、納税申告書等の提出期限にかかわらず、賦課決定期限が定められていましたが、改正後は、賦課決定をすることができないこととなる日前3ヶ月以内にされた納税申告書の提出又は納税の告知を受けることなくされた源泉所得税等の納付に係る無申告加算税又は不納付加算税の賦課決定について、その提出又は納付がされた日から3ヶ月を経過する日まで行うことができるとされました。

※ 令和2年4月1日以後に法定申告期限等が到来する国税の加算税及び地方税の加算金について適用となります。